

3. 河川整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに

当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

河川工事対象河川及び施行区間は、表-3.1.1、図-3.1.1に示すとおりです。なお、動植物に関しては、その生息・生育・繁殖環境が保全されるよう、整備内容との関係を踏まえ、必要に応じ、専門家の指導・助言を得ながら、十分配慮するものとします。また、希少種については、ミチゲーションによる生息・生育・繁殖環境の保全に努めます。

さらに、河川整備を行う際には特定外来生物が流域内外に拡散しないように努めます。

表-3.1.1 対象河川及び施行区間

河川名	位置	区間延長
堺川	・ 花見橋付近から中央橋の約 380m 区間	約 380m
内神川	・ 内神川分水路(約 420m) ・ 上園橋付近(約 20m)	約 440m

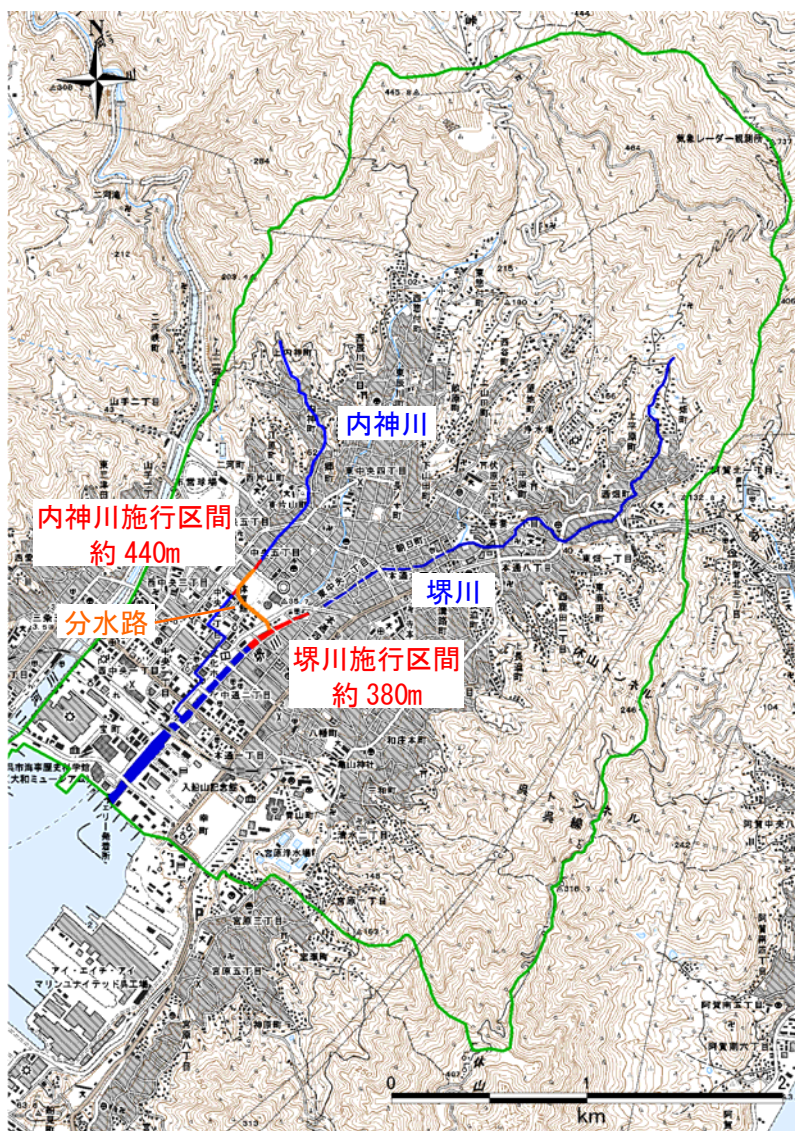
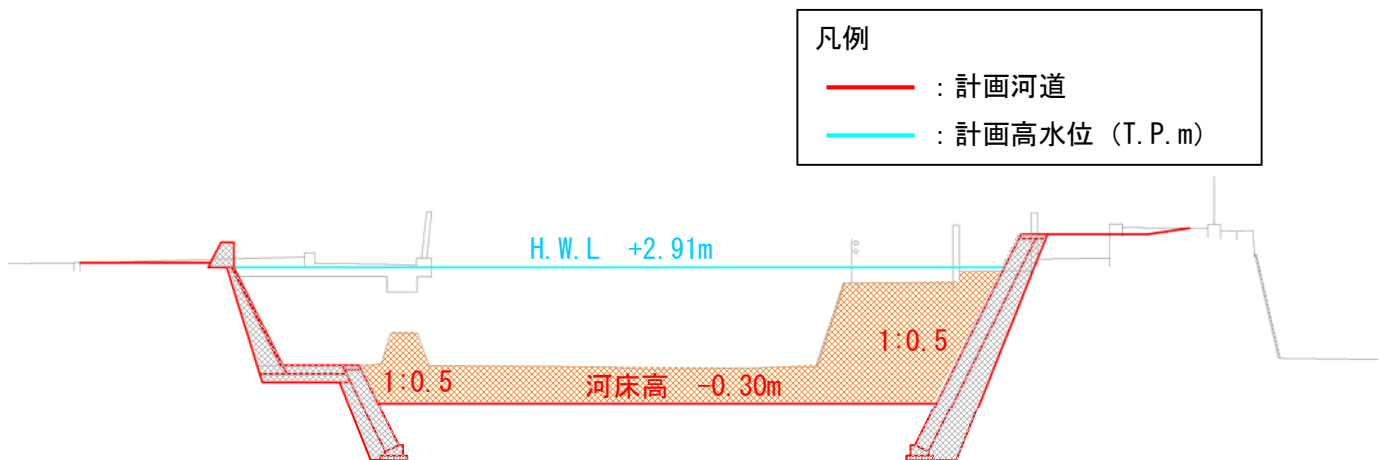
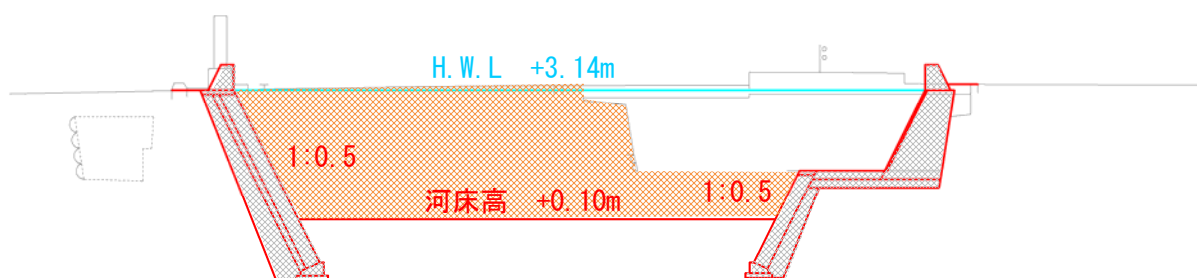


図-3.1.1 対象河川及び施行区間位置図



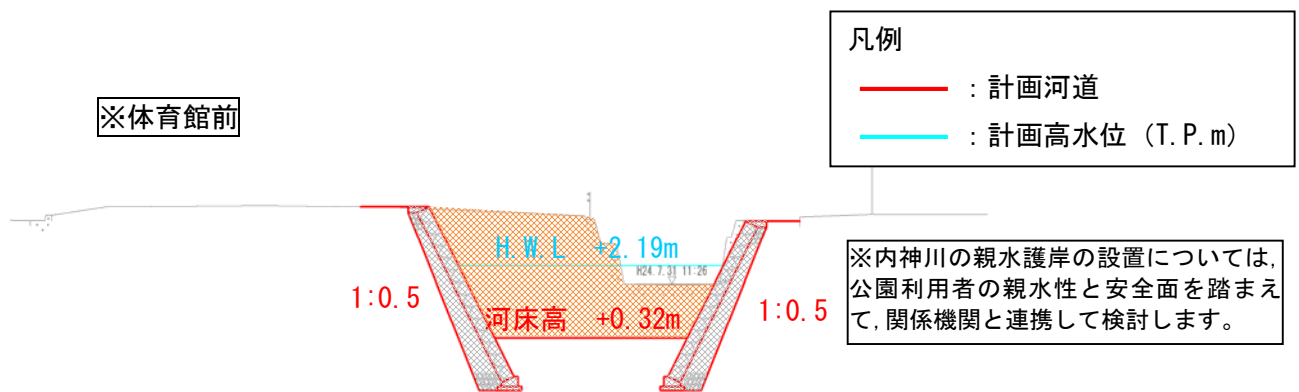
(1) 辰川川合流点上流



(2) 二重橋～巴橋区間

※実施に際しては、今後の調査・測量結果により、護岸の構造が変更になる場合もあります。

図-3.1.2(3) 堺川横断面図のイメージ図



※実施に際しては、今後の調査・測量結果により、護岸の構造が変更になる場合もあります。

図-3.1.3(3) 内神川横断面図

(3) 内水対策

堺川は掘込河道ではあるが、流域低平部の内水被害の軽減を図るため関係機関と連携して対策内容の検討を行い、適切な役割分担のもと、内水対策を実施します。

また、施設整備のみならず、雨量情報の提供などを行うことにより、迅速で的確な避難行動への支援を行い、被害のさらなる軽減を目指します。

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.1 河川の維持の目的

河川の維持管理は、地域の特性を踏まえつつ、洪水による被害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全がなされるよう総合的に行います。

また、広島県では、国の「河川維持管理指針」及び「広島県公共土木施設維持管理基本計画」に基づき、「河川維持管理計画」を平成21年4月に策定しています。この計画により、「河川堤防・護岸」について、効率的かつ効果的な維持管理（アセットマネジメント）を行います。

3.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所

河川の維持の施行場所は、堺川流域で広島県が管理する全区間とします。

(1) 河道の維持

堆積した土砂が、治水上支障となる場合は、環境面も配慮しつつ掘削等必要な対策を講じます。また、出水による河床低下により、護岸等構造物の基礎が露出すると災害の原因になるため、早期発見に努めるとともに、河川管理上支障となる場合は、適切な処理を行います。

さらに、土砂堆積による流下能力の低下が見込まれる際には、浚渫を実施します。

(2) 護岸、堤防等の維持

護岸、堤防等の河川管理施設については、法崩れ、亀裂等の異常について早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行います。

また、洪水、高潮による災害の発生の防止又は軽減に関する事項の目標に対し、局所的にパラペット高が不足している区間について、必要に応じて、嵩上げ等を実施します。なお、橋梁の影響による溢水が発生している箇所については、関係機関と連携し、必要な対策を実施します。また、今後多くの河川管理施設が耐用年数を迎えることが想定されており、これらの施設の機能をより長く発揮させるため、長寿命計画を策定し、必要に応じて老朽化対策を行います。

(3) 植生の維持

良好な河川環境を保全するため、必要箇所の草刈や樹木の管理を地元住民と協力しながら行います。

(4) 汚濁流出の防止

河川改修時に発生する濁水については、動植物の生息・生育・繁殖環境、河川景観等への配慮から、これを防止または、軽減するよう努めます。

(5) ゴミ・ヘドロ対策

堺川流域のゴミ対策について、河川巡視により監視の強化に努めるとともに、地域住民・行政が一体となり、地域ぐるみで河川の美化を目指すよう、河川の浄化運動や一般市民を対象に川についての理解を深めてもらう活動などを行います。また、異臭の原因となっているヘドロについても関係機関と連携して対策を検討します。